

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-19の4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の5-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 統括審査官（減免税総括部門）から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-23）（以下この項において「変更通知書」という。）の「理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>(注) 照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知し、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に</p> | <p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-19の4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の5-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 統括審査官（減免税総括部門）から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>i 法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-23）（以下この項において「変更通知書」という。）の「理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>(注) 照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知し、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に</p> |

### 新旧对照表

## 【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(5) 保護対象営業秘密については、不正競争防止法第19条第1項第7号に掲げる行為を組成する物品<br/>           (注) 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者（以下「善意・無重過失でない者」という。）によって輸出されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸出者等が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69の4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料<br/>           輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>(注1) 「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(注2) 「利害関係者」とは、輸出差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 差止対象物品の輸出者（輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。）</li> <li>② 差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者</li> <li>③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の荷受人</li> </ul> <p>イ～ニ (省略)</p> | <p>(5) 保護対象営業秘密については、不正競争防止法第19条第1項第7号<u>((適用除外等))</u>に掲げる行為を組成する物品<br/>           (注) 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者（以下「善意・無重過失でない者」という。）によって輸出されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸出者が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69の4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料<br/>           輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>(注1) 「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(注2) 「利害関係者」とは、輸出差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 差止対象物品の輸出者（輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。）</li> <li>② 差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者</li> <li>③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の荷受人</li> </ul> <p>イ～ニ (同左)</p> |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>ホ 育成者権<br/>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①～③ （省略）</p> <p>④ 種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類</p>                      | <p>ホ 育成者権<br/>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①～③ （同左）</p> <p>④ 種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類 <u>（令和4年4月1日以降）</u></p>                      |
| <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適當であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p>   | <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適當であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p>   |
| <p>ヘ （省略）</p> <p>(3)～(5) （省略）</p> <p>（農林水産大臣意見照会手続等）</p>  | <p>ヘ （同左）</p> <p>(3)～(5) （同左）</p> <p>（農林水産大臣意見照会手続等）</p>  |
| <p>69の8－1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第69条の8第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、次の場合とする。</p> <p>イ 育成者権者と輸出者等の主張が対立した場合</p> <p>ロ （省略）</p> <p>ハ 前記69の4－3(2)ホ④により提出された農林水産大臣の判定の結果では侵害物品か否か認定しがたい場合</p> <p>ニ （省略）</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> | <p>69の8－1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第69条の8第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、次の場合とする。</p> <p>イ 育成者権者と輸出者等の主張が対立した場合</p> <p>ロ （同左）</p> <p>ハ 前記69の4－3(2)ホ④により提出された農林水産大臣の判定の結果では侵害物品か否か認定しがたい場合 <u>（令和4年4月1日以降）</u></p> <p>ニ （同左）</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> |
| <p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品）</p>  | <p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品）</p>  |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>69の11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号まで又は<u>第9号</u>に掲げる行為を組成する物品</p> <p>(7) 保護対象営業秘密については、不正競争防止法第19条第1項第7号に掲げる行為を組成する物品<br/>           (注) 善意・無重過失でない者によって輸入されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸入者等が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。</p> <p>(8) 後記69の11-7において、商標権等の侵害とならない並行輸入品として取り扱うこととされているもの</p>                           | <p>69の11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号まで又は<u>第8号</u> ((適用除外等))に掲げる行為を組成する物品</p> <p>(7) 保護対象営業秘密については、不正競争防止法第19条第1項第7号 ((適用除外等))に掲げる行為を組成する物品<br/>           (注) 善意・無重過失でない者によって輸入されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸入者が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。</p> <p>(8) 後記69の11-7 (<u>商標権等に係る並行輸入品の取扱い</u>)において、商標権等の侵害とならない並行輸入品として取り扱うこととされているもの</p> |
| (輸入差止申立書の添付資料)  | (輸入差止申立書の添付資料)   |
| <p>69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料<br/>           輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの<br/>           (注1)「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(注2)「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <p>① 差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜</p> | <p>69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料<br/>           輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの<br/>           (注1)「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(注2)「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <p>① 差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜</p>                    |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>在的輸入者を含む。)</p> <p>② 差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者</p> <p>③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者</p>   | <p>在的輸入者を含む。)</p> <p>② 差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者</p> <p>③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者</p>   |
| <p>イ～ホ (省略)</p>  | <p>イ～ホ (同左)</p>  |
| <p>ヘ 育成者権</p>  | <p>ヘ 育成者権</p>  |
| <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から③までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び② (省略)</p>  | <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から③までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>①及び② (同左)</p>  |
| <p>③ 種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類</p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸入差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> | <p>③ 種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類（令和4年4月1日以降）</p> <p>なお、提出された上記①及び②のDNA鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸入差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> |
| <p>ト (省略)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>  | <p>ト (同左)</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>  |
| <p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p>   | <p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p>   |
| <p>69の18-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p>  | <p>69の18-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p>  |
| <p>(1) 法第69条の18第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、次の場合とする。</p>  | <p>(1) 法第69条の18第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、次の場合とする。</p>  |
| <p>イ 育成者権者と<u>輸入者</u>等の主張が対立した場合</p>   | <p>イ 育成者権者と<u>輸入者</u>の主張が対立した場合</p>  |
| <p>ロ (省略)</p>  | <p>ロ (同左)</p>  |
| <p>ハ 前記69の13-3(2)～(3)により提出された農林水産大臣の判定の結果では侵害物品か否か認定しがたい場合</p>   | <p>ハ 前記69の13-3(2)～(3)により提出された農林水産大臣の判定の結果では侵害物品か否か認定しがたい場合（令和4年4月1日以降）</p>   |
| <p>ニ (省略)</p>  | <p>ニ (同左)</p>  |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後          | 改正前          |
|--------------|--------------|
| (2)～(5) (省略) | (2)～(5) (同左) |